

## 第2回秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和2年11月10日（火） 午後2時～午後4時

場 所：議会棟大会議室

### 1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 8名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医師
齋 藤 和 樹	臨床心理士
寺 山 晃 永	株式会社秋田銀行人事部部長代理
高 橋 亨 一	公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事
石 井 嘉代子	交通死亡事故被害者遺族
遠 田 弘 志	自営業
三 浦 まゆみ	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

持主生活環境部参事、齋藤県民生活課長、県民生活課、  
地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務薬事課、建築住宅課、  
教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、  
警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全企画課、少年女性安全課、  
刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課

### 2 秋田県生活環境参事あいさつ

本日の推進会議では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の素案についてご審議をお願いいたします。

素案につきましては、第3次計画における課題や、委員の皆様からいただいたご意見、さらに、国の「第4次犯罪被害者等基本計画骨子案」と「性犯罪・性暴力対策の強化方針」の内容を踏まえ、犯罪被害者の方々が、必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会、そして、県民の理解により一日も早く元の平穏な生活を送られる社会を実現するべく取りまとめたものでございます。

なお、同基本計画策定に関する今後の予定でございますが、本日、委員の皆様からいただきましたご意見などを踏まえた上で、12月中旬から1月中旬にかけて、パブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆さんから寄せられたご意見を考慮の上、計画案を策定し、1月に予定しております第3回目の推進会議におきまして、再度、ご審議をお願いすることとしております。

委員の皆様には、大変ご難儀をおかけいたしますが、何とぞご協力を賜りますようお願い

願ひ申し上げまして、開会の挨拶といたします。

### 3 議 事

#### (1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）の「Ⅰ基本計画の趣旨」及び「Ⅱ基本計画の基本的な考え方」について、資料に基づき説明。（略）

高橋委員

主な課題について、県民に対するアンケート調査結果を基に説明があつた。広報活動は、県や警察本部、関係団体でかなり力を入れて行っているが、まだまだ県民の認知度が低いという課題が結果に表れている。平成27年に実施したアンケート調査結果と比較しても、5年前とあまり数値が変わっていない。低いものは低いという結果である。前回は県政モニターを対象に行ったとのことで、一概に比較できないかもしれないが、第二次計画以降、同様の啓発活動を行ってきたと思う。今回アンケート調査を実施して認知度が低いことを課題として挙げているが、管理目標ではないと思うが、今後、この数字をどの程度まで上げていこうと考えているのか、新たに第4次計画で考えている取組はあるのか教えてほしい。

県民生活  
課長

厳しいアンケート結果と受け止めている。啓発イベントなどが秋田市に偏っていたため、第3次計画から県北や県南地域でも街頭キャンペーンを始めている。できるだけ市町村にも関わってもらうため、地元市町村と連携した啓発も始めている。認知度の目標としては100%だと思うが現実的には難しく、今のところ数値目標は考えていない。

データ上からも秋田県は安全・安心な県であることから、一般の方は実際に被害に遭うという想像がつかないと思われる。万が一、被害者になった時にはこんな支援があるということを啓発するのがいいのではないかと考えている。一般県民を対象にした「県民のつどい」などのイベントで、県警本部の「被害者の手引」などを配布するのも一つの方法と考えている。例えば交通事故防止や詐欺被害防止と一緒に啓発するなど、一般の方に直接アピールする機会を増やしていきたい。

高橋委員

アンケート結果をみると条例の認知度が低かった。全市町村で条例を制定しているのは全国的にみても極めて少ない。他県の民間支援団体の方から、秋田県はいち早く全市町村で被害者支援の活動をしていると評価されている。住民が被害に遭った時の支援を厚くすると定めているので、市町村もどのような支援ができるかということを知りたい。総合的対応窓口の研修会に参加したが、市町村の担当者が自分たちの条例の中身を把握して、住民や特に実際に被害に遭われた方に、地元の警察と協力しながら

ら支援できることを今まで以上に周知していくべきだと思う。犯罪被害者等のアンケート結果に、どのような機関でどのような支援があるか、情報提供が少ないという回答があった。県、市町村、警察とともに、我々民間支援団体も支援内容を活発に周知していきたい。

県民生活  
課長

全市町村で条例を制定し、加えて見舞金制度が導入されているのは東北では秋田県のみである。全国的にも少なく、市町村が犯罪被害者等を守るという意識が着実に進んでいる結果の一つだと思う。受け身でも情報が入ってくるのは理想であるため、難しい点もあるが、市町村広報紙や様々な手段を尽くして制度の周知を行いたい。

三浦委員

アンケート調査について、前回の5年前は県政モニターを対象に行い、制度等ある程度認知度はあったとのことだった。今回は一般の方200人を対象にしたとのことだが、対象のターゲットはあったのか。

県民生活  
課長

基本的に無作為で行った。秋田市以外の24市町村は各5人で120人、残り80人は秋田市で無作為抽出をした。秋田市以外の24市町村には市町村を通じて無作為配布を依頼した。

県政モニターは県政に興味がある方だったことから、今回認知度がある程度低下することは想定していたが、現実として受け止めてこれを基に施策に取り組みたい。

回答者の年代は20代から70代までとバランスが良かった。前回は県政モニター99人に依頼して71人から回答をいただいたという記録がある。県が毎年実施している県民意識調査よりも一般の方からの回答率が高く、7割という回答率については良かったと思っている。

齋藤委員

認知度の問題に関して、普段どおり生活している中で自分が犯罪被害に遭うと思っている人はいないのが現状だと思う。必要のないものをわざわざ調べる人は少ないだろう。当事者になった時点で初めて色々なことを知ることになるが、それでは被害者の心身のダメージを軽減するには十分ではない。学校教育で条例のことや犯罪被害者になった時に心身に生じる変化などを教えていくことが大事である。集めなくても学校には児童生徒がおり、発達段階に合わせた内容を分かりやすく教えていくことが重要だと思う。高校生レベルであれば条例は理解できる。自分が被害者になったという仮定でどのような支援を受けられるか、自分の身に置き換えて学べば大人になっても覚えている。被害者になった時に、心理的なダメージを少なく抑えられる可能性があると思う。経済的支援等の施策や心身に生じる変化などを教育することを考えてほしい。

遠田委員

私は、教員退職後、平成29年から秋田被害者支援センターの支援員としてボランティア活動をしております。

犯罪被害者支援については、県民に周知するための教育を充実させる必要があると思います。令和元年12月の推進会議で2人の委員が教育の重要性を述べておりました。私も犯罪被害者支援に関わって強く思うことは、犯罪被害者支援についての教育の重要性であり、これを三点に絞って申し上げたいと思います。

一点目は交通事故や犯罪被害に限らず、人生の中では様々な困難にぶつかります。その困難に対応できる力、この危機管理能力を養うためには、危険なことや様々な困難に遭わないようにする防止教育、事故に遭った時に自分の力で解決する力を身につける教育、最後に、自分でどうにもならない時には、他の機関に相談して解決していく教育、この3つの教育が必要です。経験上、学校教育では防止教育が中心になっているように思います。事故に遭ったらどうするか、学校では他の相談機関を紹介することはなかなかないと思います。犯罪被害者教育を通して、児童生徒達に、社会から守られていること、学校や家庭以外に相談できる機関がたくさんあること、支援機関の情報を伝えて自分で解決できない場合は適切な機関を選択して相談できる力を身に付ける教育が必要だと思います。これは、新学習指導要領の「生きる力の教育」につながると思います。

二点目は現在まで犯罪被害者支援に関連する法改正が行われていますが、被害者の願いや努力が法改正につながった例も多くあります。法律や校則が何のためにあるのか、犯罪被害者支援教育は、法と社会秩序の在り方について考えさせる教育ができると思います。これは、新学習指導要領の「社会と共有、連携する教育」に結びつくと思います。

三点目は、犯罪被害者の中には、身近な家族を理不尽な行為により失うという惨い現実があります。一方、この現実にも必死に向き合い生きている姿には強く心が打たれます。犯罪被害者の思いと生き方を児童生徒に伝えることは「道徳教育」にもつながると思います。

以上、三点をお話ししましたが、最後に、アンケート結果によると県民への理解が十分に浸透していない現状のようです。学校教育で犯罪被害者支援の教育を展開することは、この点でも最も効果があると思います。具体的には「生命のメッセージ展」を学校で展開する、警察と連携して実施する交通安全指導の中で犯罪被害者支援について紹介する、教員に対しては生徒指導連絡協議会等で紹介するなどです。命の大切さの教育は一部の学校にとどまっております。広く学校に直接行って犯罪被害者の現状を説明すると子供達の心に響くのではないのでしょうか、被害者支援の教育を充実させる視点からの意見を述べさせていただきました。

寺田委員

平成27年と令和元年を比較すると刑法犯の認知件数が約30%減少し

ておりすばらしいことだと思う。社会の変化をどのように考えているか、施策が功を奏して減少したのか、社会全体の変化で減少したのか、秋田県と同様に人口減少している地域と比較するとどうなのか。令和3年度から令和7年度までの計画を策定するに当たって、その時期にどういう状況になっているかをある程度予測することは大事なことだと思う。

県民生活  
課長

交通事故に関しては、昭和からの統計資料をみると、人口減少の割合以上に事故件数の減少割合が大きく、様々な施策を実施した効果によるものと考えられる。

寺田委員

高齢化の影響はどうか。

県民生活  
課長

交通事故では死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が全国でも5割を超えており、秋田県は特に高く約7割という数値であり高齢化の影響は考えられる。

寺田委員

刑法犯の認知件数における高齢化の影響はどうか。

捜査第一課

認知件数の出処は警察庁の犯罪統計資料だが、認知件数が減少傾向にある要因を国で細かく分析した資料がない。人口減少や犯罪被害防止施策に力を入れていることも考えられるが、正確な資料がなく推測である。

寺山委員

第3次計画で取り組んできたことがアンケート結果でわかる。なかなか周知が進んでいない現状を踏まえて新たな計画を立てると思うが、これまでと同じ延長線上の取組だと、次回のアンケート調査で同じ結果になる可能性がある。委員2人から教育について意見があったが非常に良い施策だと思う。これまでやってこなかった部分を新たにやってみて効果を確認するというプロセスが必要だろう。これまでも県民にチラシ配布やPR活動などで周知してきているがなかなか数字に現れてこない、広く浅くPRしてきた結果なのではないか。小学生、中学生、高校生にターゲットを絞って今後5年間やってみるなど、周知方法の工夫が必要である。どれが正解ということはないと思うので、被害に遭った時の支援制度などを知ってもらうために、違う方法を取り入れながら県民に周知してはどうか。

内藤会長

インターネット上の勧誘で知らない若者同士が検針を装うなど高齢者宅に入り込み、大金を強奪する事案が全国的に頻発しているようである。高齢者に対する被害者支援の実効的な対策をどのように盛り込むか。

若者は何をすると罰せられるか、モラルの感覚がまひしていると思う。闇バイトでゲーム感覚で簡単に勧誘して犯罪をする、その結果、懲役10

年の刑を受ける、強盗や強盗未遂は厳しい罰則を受けるという認識が欠けているという大きな問題がある。

また、性暴力被害に遭っている方が相当いると思われる。強姦罪は強制性交罪に改正され、幅広い性的な暴力の罰則が設けられている。性的な被害について学校で生徒に教えていくのは、かなり難しいだろうと思う。

第4次計画の素案で、高齢者の対策は具体的にどのようなようになっているか。

県民生活  
課長

高齢者の施策については、この後の「Ⅲ重点課題に係る具体的施策」で個別施策の説明をさせていただく。

### (1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）の「Ⅲ重点課題に係る具体的施策」について、資料に基づき説明。（略）

齋藤委員

現在、警察庁がパブリックコメントを実施している国の「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子」が、自分が所属している日本トラウマティック・ストレス学会から本日午前11時にメールで送付された。内容を見ると、児童生徒が犯罪被害に遭った場合の対応として必要に応じて教員の加配をするとあるが、県の場合は加配が可能か教えてほしい。もう1点、教育相談について国の計画案では教育相談所等の相談体制の中に入っているが、県の場合は教育センターのことは記載されているが、各教育委員会に教育相談室みたいなものはいくつあるか教えてほしい。

義務教育課

加配は分野が異なるためお答えできない。教育相談室は、小、中学校であれば市町村教育委員会が担当なので25市町村の教育委員会で相談を受け付けている。そのほか県としては相談電話を9か所で受け付けており、教育センターもそのうちのひとつである。各教育事務所、出張所、教育センターの計9か所で相談電話を受け、今後はSNS相談等も検討しているところである。

齋藤委員

素案中「教育センター等における相談窓口の充実」として、“教育学等に関する知識を有する専門職員等を教育センター等に配置し相談窓口を充実する”と記載されているが、以前教育センターの教育相談内容を問い合わせた時、基本的に学校教員の研修機関であり2年程度で異動し、教員が教育相談を行っていたと思う。今後、臨床心理士や公認心理師等の相談業務の専門家を配置していく予定があるということですか。

義務教育課

今後の見通しとしては検討中である。教育センターには教員OBが相談員として配置されている。

齋藤委員

ぜひ専門家を配属してほしい。どうしても教員の研修として実施すると2年くらいで異動するので長期的な相談にはのりにくいだろう。特に犯罪被害に関してPTSDなどを発症している場合には簡単に症状が治まるわけではなく長期的な相談に対応できることが必要になってくる。研修ではなく相談専門の人材配置をお願いしたい。

学校教育で犯罪被害者支援を扱った方がいいという意見を補足する。犯罪被害者等に対するアンケート調査結果を見ても、被害後、心身にあった変化で多いのは、「不眠」「感情のまひ」「食欲不振・異常」「うつ状態」、生活上の変化で多いのは、「外出できなくなった」「周囲との人間関係が疎遠になった」とある。犯罪被害者が苦しむ中にこういったトラウマ反応があるが、知識として教えられる場所がない。PTSDという名前は広がってきたが三大症状や四大症状を言えるだろうか。被害者になりトラウマ反応で苦しむ時に、なぜこのようなことが起こったか分からないから苦しんでいることが多くある。

性暴力被害者は高率でPTSDを発症することが知られている。ジャーナリストの緑河実紗さんが1998年に出版した「心を殺された私」という書籍がある。緑河さんはレイプ被害者でPTSDを発症した。当時はPTSDを知らない人がほとんどで、自身も何が起きたか分からず苦しんだ。「村上春樹、河合隼雄に会いに行く」という対談集中、河合氏がPTSDについて話している内容を見て、自分の症状はPTSDだということを理解して苦しみが減ったという。

学校教育で教えていくことが大事だが、道徳教育ではストレス反応やトラウマ反応について被害者の心理的な支援はできず対応は難しい。道徳教育とは別に、被害者になった時の心身の変化について授業を行う必要がある。兵庫教育大学の富永良喜教授が道徳教育25コマ、プラス15コマで心の健康教育を行うべきと強く主張されている。保健体育的なことや養護教諭が教育すべき内容が含まれている。犯罪に遭った時のことが頭に浮かんで苦しいという時にどうしたらいいかを、きちんと教えていく必要がある。国の計画案で文部科学省が“授業を展開する”などの記載がなく、県もそこまで計画していないと思うが、授業として発達段階に合わせて丁寧に教えていけば、認知度が低い条例や施策など大人になった時に県民がみな知っている状態になり得ると思うので学校教育に期待したい。

義務教育課

警察本部の取組に「県警察による『命の大切さ学習教育』の推進」とあるが、先日、横手市内の中学校が県警の協力のもとでこの教室を行った。数日後に学校訪問して生徒の様子を聞いたところ、非常に生徒達の心を打

ち、自分の命を大切にしていかなければならないという感想をもち、心を打たれた生徒が非常に多かったとのことだった。委員の御指摘のとおり、ただ単に命の大切さ学習ということだけでなく、被害に遭った方の生の声を聞いて、命を失った時に周りの人がどう思うか、命を守るためにはどのような行動をしなければいけないか、もう一步踏み込んだ教育をこれからも行っていく必要があると考えており、効果や成果を学校に積極的に周知していきたい。

高校教育課

高校生は交通事故によって被害者にも加害者にもなる状況にある。また、情報化が進んでいるためSNSのトラブルで、同様に加害者や被害者になる場合がある。被害防止を学校教育で教えていかなければならないという意見があった。すべての教科において道德教育の充実を図っていかなければいけないと考えている。委員意見をどのように反映させていくことができるか今後研究していきたい。

内藤会長

(公社)秋田被害者支援センターの理事長を務めているが、相談状況を見ると長期間相談している方もいる。

高橋委員

被害者支援センターでは様々な内容の相談を受けている。主に電話相談で被害者に寄り添い傾聴している。

普段どおりの生活をしている人に被害者支援の話をしていても響かないかもしれないが、想像していなかった被害者という立場になった時に、どのような支援があるか知りたいのではないか。アンケート結果を見ると、被害者が相談した窓口として最も多いのが警察である。犯罪者を捕まえるのも警察、被害者を支援するのも警察、被害者に一番最初に接するのも警察である。特に現場の一人ひとりの警察官が様々な支援制度があることを理解し、右往左往している被害者を支援してほしい。

石井委員

自分は交通事故被害者遺族で各方面から支援してもらった。当事者にならないと考えることもあった。事故後の支援は、何をしたいか、何から話していいか分からないときに寄り添ってもらい大変ありがたかった。あの支援がなければ立ち上がる気持ちにつながらなかった。普段の生活の中で、被害者になるなど予想していなかった。テレビのニュースを見て被害者をかわいそうだなと思っていたが、自分が当事者になってかわいそうだと見られたくないと思った。被害者遺族も普通の市民である。息子が亡くなったが、生きたくても生きられなかった人の分まで生きていきたい、普通の生活をしていきたいという思いを持っている。遺族としての気持ちを述べさせてもらった。



内藤会長

被害者支援センターはボランティアで活動している。被害者支援センターも県の基本計画も犯罪被害者「等」という名称である。この点がポイントだと思う。犯罪の被害者でなければ相談できないということであれば、犯罪かどうか被害者自身で判断しなければならないが、緊急の際にはまずは電話相談してほしい。身近な存在として被害者支援センターを利用してもらいたい。認知度とも関連しているだろうが、事務局ではマスコミ等にも依頼して広報に努めているが、アンケート結果の認知度が低い課題はもう一段階、二段階と向上してもらいたい。

委員から貴重な意見が出されたので、事務局で整理して次期計画に反映させていきたい。

## (2) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定スケジュールについて

第4次秋田県犯罪被害者等支援策定スケジュールについて、資料に基づき説明。(略)  
(質問、意見等なし)

以上

